

1 相続申告のスケジュール

相続税の申告のためには、**相続人の確認、遺言の有無、遺産と債務の確認、遺産の評価、遺産の分割**などの手続きが必要です。以下そのあらましを説明します。

(1) 相続人の確認

被相続人と相続人の本籍地から**戸籍謄本**を取り寄せて相続人を確認します。

(2) 遺言書の有無の確認

遺言書があれば家庭裁判所で検認を受けます。ただし、公正証書による遺言は検認を受ける必要はありません。

(3) 遺産と債務の確認

遺産と債務を調べてその目録や一覧表を作っておきます。また、**葬式費用**も遺産額から差し引くことができますので、**支払済の領収書**などで確認しておきます。

(4) 遺産の評価

相続税がかかる財産の評価については、相続税法と財産評価基本通達により定められ一般に公表されていますので、それにより評価します。

(5) 遺産の分割

相続人全員で遺産の分割を協議して、分割協議が成立した場合には、**遺産分割協議書を作成**してください。なお、相続人のなかに未成年者がいる場合には、その未成年者について家庭裁判所で特別代理人の選任を受けます。この場合、特別代理人が、その未成年者に代わって遺産の分割協議を行い、その協議結果に基づいて相続税の申告をします。また、期限までに分割できなかったときは法定相続分で相続財産をもらったものとして相続税の申告をすることになります。

(6) 申告と納税

相続税の申告と納税は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から**10か月以内**に行うことになっています。また、申告書の提出先、納税先はいずれも被相続人の住所地を所轄する税務署です(相続人の住所地ではありません)。

相続税は、申告書の提出期限までに金銭で納めるのが原則です。しかし、相続税の納税については、何年かにわたって金銭で納める延納と相続等でもらった財産そのもので納める物納という制度があります。この**延納、物納を希望する方は**、申告書の**提出期限までに税務署に申請書などを提出**して許可を受ける必要があります。

《具体的なタイムスケジュール表》

被相続人の死亡（相続の開始）	月 日
↓ 相続開始後 7 日以内に下記の書類を提出	
死亡届の提出 死体火葬許可申請書の提出	月 日
↓ 相続開始後 14 日以内に下記の書類を提出	
世帯主変更届 各種名義変更等	月 日
↓ 相続開始後 3 ヶ月以内に申述	
相続放棄・限定承認の申述	月 日
↓ 相続開始後 4 ヶ月以内に提出	
所得税の準確定申告書の提出 所得税の納付	月 日
↓ 相続開始後 10 ヶ月以内に提出	
相続税の申告書の提出 相続税の納付（延納・物納申請手続き）	月 日
↓ 相続開始後 1 年以内に可能	
遺留分の減殺請求	月 日
↓ 相続税の申告期限から 1 年以内	
相続税の更正の請求期限	月 日
↓ 相続税の申告期限から 3 年以内	
相続財産を譲渡した場合の特例適用期限 相続分割特例期限（延長申請手続き）	年 月 日
↓ 相続税の申告期限から 7 年目	
相続税の時効日	年 月 日